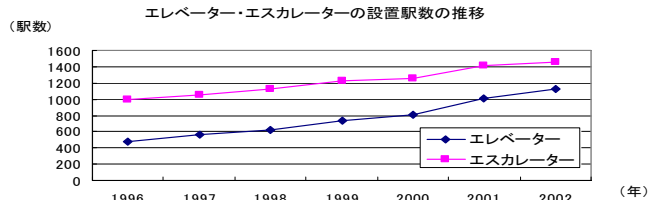
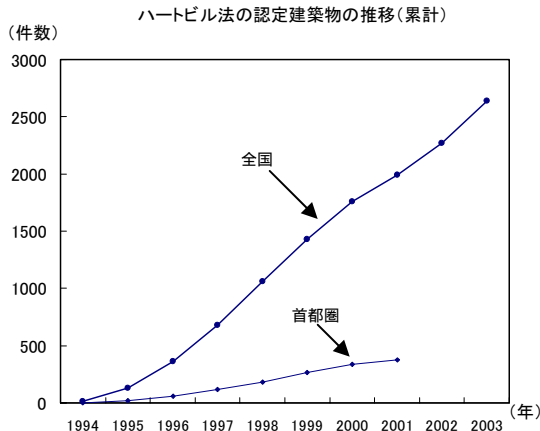
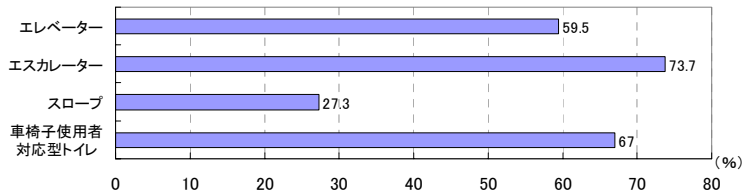


指標：ハートビル法の認定建築物数、エレベーター・エスカレーター設置駅数（バリアフリー化）

ハートビル法の基準を満たすと認定された建築物は増加。  
公共交通ターミナルにおけるエレベーター・エスカレーターの設置駅数が増加。



各バリアフリー施設設置駅の割合(2004年度末)



(注)

1. ハートビル法(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律):公共的性格を有する建築物を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるよう、建築主への指導、誘導等を行うことを目的に平成6年に施行。「ハートビル」とは愛称で「すべての人が利用しやすいハートのあるビルをつくろう」という意味。
2. 首都圏:東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県

(出典)国土交通省資料より国土交通省国土計画局作成。

(注)

1. JR、大手民鉄、営団・公営地下鉄の整備状況。
2. エスカレーター、エレベーター:1日当たりの平均利用者が5千人以上、且つ高低差が5m以上の駅が対象。
3. 車椅子利用者対応型トイレ、スロープ:1日当たりの平均利用者が5千人以上の駅数の駅が対象。

(参考)移動円滑化の促進に関する基本方針(平成12年11月15日、4省庁)(抜粋)  
1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上である鉄道駅及び軌道停留場に関し、平成22年までに、エレベーター又はエスカレーターを高低差5メートル以上の鉄道駅及び軌道停留場に設置することを始めた段階の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には身体障害者対応型便所の設置等の移動円滑化を原則としてすべての鉄道駅及び軌道停留場について実施する。

(出典)内閣府資料、国土交通省資料より国土交通省国土計画局作成。